

消費者庁・国民生活センター等の徳島移転の実現を求める意見書

人口の急減と東京一極集中という、かつてない危機を克服し、日本の明るい未来を切り開いていくためには、地方への新しい人の流れづくりへの突破口となる政府関係機関の地方移転を推進することが不可欠である。

徳島県においては、人口減少の克服と東京一極集中の是正に一刻の猶予も許されないとの強い危機感の下、「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」に盛り込まれた具体的な実践策をスピード感をもって推進している。

その一環として、徳島県では、全国モデルとなる消費者行政を展開する強みを生かすとともに、徳島県が誇る全国屈指の光ブロードバンド環境を活用し距離的障壁を克服することにより、消費者目線、現場主義にたった政策企画を具現化するため、消費者庁・国民生活センター等の徳島移転を提案している。

こうした状況の下、昨年12月14日には、河野内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）から、「ICTの活用により東京都の距離的障壁がクリアできる」との考えが示されるとともに、徳島県の誘致提案に対し、「非常に可能性のある提案」との御発言をいただいているところである。

さらには、本年4月以降において、国民生活センターの教育研修と商品テストの徳島への試験移転について提案いただいたと伺っており、本市としても鳴門合同庁舎を拠点に実施に至れば、総合戦略を加速させる提案として、その実現を大いに期待しているところである。

去る2月12日には、徳島県内の産学官金労言の代表者で構成する「消費者庁・国民生活センター等」徳島誘致協議会が設立され、万全な受入体制の構築をはじめ、県を挙げて取り組む行動宣言が採択されたところである。

本市においては、「鳴門市総合戦略（なると未来づくり総合戦略）」を策定し、政府関係機関の誘致を施策に掲げ、徳島県と連携協力しながら、実現に向けた取り組みを進めている。

よって、国においては、東京圏から地方への新しい人の流れを創出していただき、本市の地方創生や地域経済の活性化にしっかりとつながるよう、早期に消費者庁・国民生活センター等の徳島移転を実現されることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月16日

鳴門市議会